

税務情報

国税庁及び経済産業省からの公表情報

1. 国税庁 — 国外居住親族に係る扶養控除に関する情報の公表

2020 年度税制改正では、国外居住親族に係る扶養控除について、対象となる国外居住親族の範囲を以下のように見直すなどの改正が行われました。

改正前	改正後
その年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上の者	その年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上 30 歳未満の者及び 70 歳以上の者

ただし、30 歳以上 70 歳未満の者であっても、以下のいずれかに該当する者は引き続き扶養控除の対象とされます。

- 留学により非居住者となった者（外国政府等が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類（以下、「留学ビザ等書類」）の提出又は提示が必要）
- 障害者
- その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者（送金関係書類でその年の送金額が 38 万円以上であることを明らかにする書類（以下、「38 万円送金書類」）の提出又は提示が必要）

上記の改正は、2023 年分以後の所得税又は 2023 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等若しくは公的年金等について適用されます。

これを受け、国税庁は 10 月 12 日、国外居住親族に係る扶養控除に関する以下のリーフレット及び Q&A を公表しました。

- [令和 5 年 1 月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受け
る方へ](#) (PDF 157KB)

このリーフレット（全 3 ページ）では、2020 年度税制改正で新たに提出等が求められることとなった「留学ビザ等書類」や「38 万円送金書類」を含め、国外

居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける際に確定申告書等への添付等が必要とされる確認書類について、具体的な例を示して説明されています。

■ [令和 5 年 1 月からの国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A \(源泉所得税関係\)](#) (PDF 859KB)

この Q&A は、これまでに公表されていた「[国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A \(源泉所得税関係\)](#)」(PDF 244KB) が 2020 年度税制改正を踏まえて改訂されたもので、全 45 問の Q&A を通して、国外居住親族に係る扶養控除等の制度全体の概要が解説されています。

2. 経済産業省 — 特別試験研究費税額控除制度に関する情報の更新

特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）については、2021 年度税制改正において、質の高い研究開発を推進していく観点から、対象となる試験研究費の範囲が拡充されるとともに、特別試験研究費の額に関する共同研究等の相手方の確認手続について運用の改善が行われる等の改正が行われました。2022 年 7 月 27 日には、これらの改正内容を反映した「[特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和 3 年度〕](#)」(PDF 1,616KB) が公表されています^(*)。

^(*) e-Tax News No.268「[経済産業省 — 特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和 3 年度 Ver.1.0〕の公表](#)」(2022 年 8 月 1 日発行)にてお知らせしています。

経済産業省は 10 月 12 日、特別試験研究費税額控除制度に関する情報を集約している「[特別試験研究費税額控除制度について](#)」というページに掲載している以下の資料を更新しました。

■ [「特別試験研究費税額控除制度のよくあるご質問事項」](#) (PDF 401KB)

この資料は、特別試験研究費税額控除制度に関するよくある質問事項がまとめられているもので、「[特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和 3 年度〕](#)」(PDF 1,616KB) の公表に伴う改訂等が行われています。

■ [「特別試験研究費税額控除制度の報告書様式・申請書様式について」](#)

【監査報告書様式・確認報告書様式】

- 2022 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度において使用する「第三者による確認書（監査報告書）様式」について、10 種類の様式が追加されました。
- 2022 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度において使用する「相手方による確認書（確認報告書）様式」について、10 種類の様式が追加されました。

【認定申請書様式】

- 2022 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において使用する「法人と試験研究機関等との共同・委託試験研究の場合」の認定申請書様式について、2 種類の様式が追加されました。
- 2022 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度において使用する「個人と試験研

究機関等との共同・委託試験研究の場合」の認定申請書様式について、2種類の様式が追加されました。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。